昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、七〇〇円	一七九、二〇〇円	
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二八九、四〇〇円	一六九、七〇〇円	
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	二一一、三〇〇円	一四六、五〇〇円	
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一八四、六〇〇円	一四三、一〇〇円	
昭和十六年四月一日以前に生まれた者	一九九、三〇〇円	一四八、八〇〇円	

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣情報調査室組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣情報調査室組織規則等の一部を改正する規則

（内閣情報調査室組織規則の一部改正）

第一条　内閣情報調査室組織規則（昭和五十一年十二月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「内閣情報調査室に」の下に「、併任の者を除き」を加える。

（内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部改正）

第二条　内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣総務官室に」の下に「、併任の者を除き」を加え、「二人」を「三人」に改める。

（内閣広報室に内閣副広報官等を置く規則の一部改正）

第三条　内閣広報室に内閣副広報官等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣広報室に」の下に「、併任の者を除き」を加える。

第三条第一項中「内閣広報室に」の下に「、併任の者を除き」を加える。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則

1　内閣官房（内閣官房組織令又は内閣総理大臣決定により設置された室及び事務局等を除く。）に、企画官を置くことができる。

2　企画官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　企画官は、内閣官房副長官補の命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。